

発議第9号

令和6年12月17日

木津川市議会

議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会議員 森本 隆
木津川市議会議員 倉 克伊
木津川市議会議員 大角 久典
木津川市議会議員 高岡 伸行

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

物価上昇への対応と、木津川市議会議員の調査研究その他の活動の充実を図るため、会派及び無会派議員に対する政務活動費を増額するものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年木津川市条例第224号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(会派に対する政務活動費) 第4条 会派に対する政務活動費は、各 月1日（以下「基準日」という。）に おける当該会派の所属議員数に月額 <u>1</u> <u>万5,000円</u> を乗じて得た額を交付 する。	(会派に対する政務活動費) 第4条 会派に対する政務活動費は、各 月1日（以下「基準日」という。）に おける当該会派の所属議員数に月額 <u>1</u> <u>万円</u> を乗じて得た額を交付する。
2～6 (略) (無会派議員に対する政務活動費) 第5条 無会派議員に対する政務活動費 は、基準日在職する無会派議員に対 して、月額 <u>1万円</u> を交付する。	2～6 (略) (無会派議員に対する政務活動費) 第5条 無会派議員に対する政務活動費 は、基準日在職する無会派議員に対 して、月額 <u>7,000円</u> を交付する。
2～4 (略)	2～4 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。